

未成年者に対する教育的処遇についての一考察

—小河滋次郎の感化教育論をてがかりに—

板橋 政裕

はじめに

明治維新以降、近代的国家の樹立を志向していた政府にとって、欧米諸国の法制度に基づいた社会制度の整備は早急に着手しなければならない課題であった。そして、これらの課題の一つに監獄制度の改良があげられる。

監獄制度の改良は既に国際的思潮となっており、欧米諸国との条約改正を前にした明治政府にとっても看過することのできないものとなっていた。しかし、明治期の監獄における未成年者の処遇は、依然として前近代的な応報的刑罰主義が支配していたのである。そのような状況下において、応報的刑罰を否定し、未成年者に対して教育的処遇をもちいることの重要性を提唱していたのが小河滋次郎（1863～1925）であった。

小河は内務、司法省時代一貫して監獄行政に携わり、その改良に従事した人物である。また、行政官として法制の整備に尽力するとともに、未成年者に対しては従来の応報的刑罰ではなく、教育的処遇によって矯正を促すという体系的な感化教育論をまとめあげている。そして、この感化教育論は、児童福祉法及び少年法の原点である感化法の理論的根拠となっており、現代的表現を用いれば早くから「児童の権利」に着目していたということにもなる。

本論では、小河の初期の著作である『日本監獄法講義』と、欧州視察・留学の後に執筆された代表的著作「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」における感化教育論を検討することにより、その思想的展開を追うことにしたい。あわせて、小河自らが「強制教育」と称していた感化教育の実施と、親権への干渉をいかに認識していたかについても、考察を加えていくこととする。

1. 小河滋次郎の略歴

小河は藩医金子宗元の次男として、1863年（文久3）上田藩（現 長野県上田市）に生まれた。その後、藩士小河直行の養子になっている。

1878年（明治11）に医師を志して慶應義塾医学所に入所したが、後に志を変え東京専門学校法科（現 早稲田大学）に入学した。この間、東京外国語学校独語科にも在籍していたが、ドイツ人教師と衝突した末、退学している。なお、東京外国語学校時代には学生演説会「血合会」を結成、東京専門学校時代には在京郷土学生団体「上田郷友会」を結成して上田郷友会月報を編纂していることから、当時から様々な社会問題に関心を抱いていた青年だったことを確認することができる。

東京専門学校を卒業後、東京帝国大学法学部法律専門科に入学。そして、結果としてこ

のことが先々監獄行政に携わる契機となった。東京帝国大学入学当時の小河は将来的に言論人或いは新聞人として活躍することを希望していたが¹、法学者穂積陳重との出会いにより、志をまた新たにすることになったのである。

穂積は欧米への留学経験があり、ドイツを訪れた時には実際に監獄の視察も行っている。欧州留学の際に培った見識から、日本における監獄制度改良の必要性を確信していたのである。帰国後は帝国大学において監獄学に関する特別講義を行うなど、監獄行政の重要性を提言し、その改良に携わる人材の登場を待ちわびていた²。そして、東京帝国大学に入学した小河は、その人間性を認められ穂積の薫陶を受けることになったのである。

卒業後の小河は、穂積が内務省警保局長清浦奎吾に推薦したことにより、1886年（明治19）内務省に入省することが決定し、同省警保局に配属される。

内務省入省後の小河は1889年（明治22）にドイツからフォン・ゼーバッハが内務省監獄顧問として招聘された際には、卓越した語学力が認められ通訳官として各所に随行するなどして、監獄行政についての識見を深めていった。また翌年、国立監獄官練習所が設立された際には、元囚獄権正であり明治5年監獄則の最大の功労者である小原重哉、小河に監獄行政に携わる契機をもたらした恩師穂積陳重等とともに練習生に講義をしている。そして、警保局監獄課長、神奈川県典獄、警視庁第四部長兼鍛冶橋監獄所長、内務省監獄局獄務課長、監獄局長事務取扱を歴任し、監獄行政が内務省から司法省に移管された後も監獄事務官に着任するなど、20年以上にわたり監獄行政の中核を担った。

小河は監獄行政の法的整備にあたるほか、万国監獄会議³への4回⁴の出席を通して欧米諸国の監獄制度を視察している。1895年の第5回パリ会議に出席した際には、その後2年間にわたり欧州の行刑制度を視察し、なかでも、唯一犯罪が減少しているイギリスの感化院制度における未成年者の処遇について、大きな関心を払うようになっていった。

これらの経験をもとに感化教育論をまとめあげたのが博士論文であり代表的著作の一つ「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」1903年（明治36）である。この論文で記されている内容は、後1900年（明治33）に制定される感化法⁵の理論的根拠となっている。

1908年（明治41）自らが起草した感化法の改正直後に司法省を退職⁶。清国政府に聘用され1910年（明治43）まで監獄顧問、北京法律学堂監獄学専修科教授を務め上げた。

その後、1913年（大正2）に大阪府知事大久保利武⁷の要請により、囑託として大阪府の社会事業に尽力し、民生委員の前身となる方面委員制度を創設するなど、社会福祉分野の発展に従事する。さらに1917年（大正6）から翌年まで国立感化院長事務取扱囑託を務めている。つまり、退職後の後半生は監獄行政とは決別し、社会事業の発展に力を注いだのである。1925年（大正14）大阪にて死去。

2. 『日本監獄法講義』

明治初頭「感化」という言葉は、既に監獄行政に携わる一部の人々に知られていたものの、慈善事業、救済事業は、社会事業として民間人が行うものであり、国家が行うものではないという根強い思潮が依然として存在していた⁸。そのため、未成年者に対する感化事業は、主として民間が運営する私立感化院によって担われることになり、社会的要請から相次いで設立がなされるようになる。

このような私立感化院の設立をうけて、明治政府も監獄内における未成年者の処遇についての制度的改革を迫られることになった。制度としては、既に1872年（明治5）の監獄則により、監獄内に未成年犯罪者や不良少年を収容する懲治監⁹を設置することが規定されている。しかしながら、懲治監は未成年者を脱籍無産者などの成年者とともに収容するものであり、結果として感化の妨げになっていたのが実情であった。

また、小河の入省後に制定された1889年（明治22）の改正監獄則によって、未成年犯罪者と成年犯罪者の分離処遇が厳格化されているものの¹⁰、依然として両者が雑居しているのが実情であり、そのことがもたらす弊害を小河は問題視していた。すなわち、未成年者を収容する懲治場が監獄内に存在していること自体が犯罪、累犯の一因であると考えていたのである。

小河が1890年（明治23）に発表した『日本監獄法講義』は、前年改正された監獄則を解説したものである。この監獄則により懲治場に収容される懲治人は「不論罪ニ係ル幼者及聾啞者¹¹」とされた。すなわち、成年者との別房処遇を明確化しているのである。そして、この懲治場の目的については「刑ノ執行ニハ非スシテ唯タ懲治ヲ施シ教誨感化シテ其行状ヲ改悛セシムルニアリトス¹²」（傍点原文）と述べている。つまり、ただ単に刑罰を加えるのではなく、「教誨感化」という教育的処遇によって対応するものと規定しているのである。そのうえで、懲治場の管理方法については以下のように言及している。「不良少年ノ懲治事業ノ如キハ宜シク有志人民ノ設計ニ一任シ政府ハ唯タ之ヲ保護管督スルニ止メ其組織ハ監獄ノ規制トハ全然、其軌ヲ異ニシ最モ適當ナル家族的生活法ヲ以テ之ヲ管理スルヲ要スヘキモノトス¹³」（傍点原文）「懲治場ノ規制ハ成ルヘク家族的ニ之ヲ組織シ同房者ハ互ヒニ其昆弟ノ如ク又管理者ニ對シテハ其慈愛ナル実父母ノ如キ感アラシメカメテ快濶ニ且ツ友愛的ニ之ヲ薰陶シ而シテ其の薰陶ノ主義ハ自動的ナランヨリハ寧ロ他動的ナラシメンコトヲ要ス¹⁴」（傍点原文）

法規上、確かに懲治場は監獄の一種である。しかし、成年犯罪者を収容する従来の監獄とは異なり、管理者は家族的な雰囲気をもって懲治場を組織し、懲治人を家庭のような環境下において薰陶することが必要であると主張しているのである。

また、懲治場において、未成年者に対して行われる教誨の内容を「教誨ハ分ツテ普通教誨及ヒ特別教誨トナス¹⁵」と規定し、前者を道徳的教誨（徳育）、後者を学校的教誨（知育）として区別したうえで、その重要性を強調している¹⁶。

さらに、犯罪の原因としては具体的数値を挙げたうえで、以下のように述べている。

犯罪統計ノ報スル所ニ拠ツテ之ヲ見ルモ囚人ノ最多数少クモ多数ハ不充分ノ教育ヲ受ケタル者カ若クハ全然、教育ノ澤ニ浴セサル所ノモノナリ、犯罪ノ主タル原因ヲ以テ之ヲ教育ノ欠乏ニ歸シ、教育ヲ以テ囚人ヲ翻正セシムルノ要具トシテ何人モ疑ヒラ容ル、能ハサルニ至リタルノ偶然アラサルヲ知ルヘシ、有名ナル統計学者エンゲル氏カ其犯罪統計書ニ於テ教育ハ犯罪ヲ防ク上ニ於テ刑罰ニ勝サルノ効力ヲ有スト断言セシヲ以テ之ヲ考フルモ當タニ教育ノ監獄ニ於テ有益ナルノミナラス亦タ必要欠クヘカラサルノ要具タルコトヲ証スヘキナリ¹⁷

既述したように未成年犯罪者に対する処遇は、依然として応報的刑罰主義が主流であった。ドイツの監獄学に精通していた小河は刑罰主義を否定し、犯罪の原因は「教育ノ欠乏」であり、その防止には応報的刑罰よりも教育的処遇をもちいることが有効であると、ここで改めて主張しているのである。

3. 「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」

行政官としての前途を嘱望されていた小河は、政府代表委員として1895年にパリで開催された万国監獄会議に出席することになる。そして、会議出席後にはそのまま欧州に滞在し、犯罪防止のために「幼年者の保護」と「出獄人の保護」をテーマに研究するため留学している。欧州出発前の小河は監獄行政の法的整備にあたる者として、日本の行刑制度が欧米諸国に比べて特に劣っているところはない。仮にあったとしても、文化、宗教等が異なる日本に適用できることは少ないであろうとの認識をもっていた。しかし、この海外視察、留学体験は小河にとって極めて強烈なものであった。欧米諸国の監獄制度、感化教育を学んだことにより、今まで自負していた日本の制度的不備が露呈されたのである。また、施設設備の充実に加えて、人種、年齢、性情、教育、宗教、罪質、行状、身分、習慣、男女、職業の相違に応じた個人的個別的処遇の確立こそが監獄改良の基礎であることを痛感したのであった¹⁸。その結果、ドイツ監獄学を基盤とした小河の厳格な理論も、欧米における監獄行政の実績を学んだことにより、弱冠の修正が施されることになった。

帰国後の小河は監獄制度の改良に従事するとともに、欧州留学を通して蓄積された知識と経験¹⁹をもとに、未成年者を対象とした独自の感化教育論を構築した。この研究成果の集大成が1903年の「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就イテ」という博士論文である。

この論文において、小河は感化教育の必要性を「一般ノ犯罪殊ニ恐ルヘキ累犯ノ増加トナツテ国家ノ法的秩序ノ保全ヲ危害セシメラル、ニ至ルヘキカ故ニ其原因ニ遡ツテ犯罪ヲ予防又ハ制圧スルコト蓋国家刑事政策ノ要求スル所ナルヘキヲ以テナリ²⁰」と説いている。すなわち、ここでいう感化教育の目的は「一般ノ犯罪殊ニ恐ルヘキ累犯」の増加を食い止め、社会を防衛することであった。

そのうえで、感化教育は「教育」であると同時に「刑罰—刑事制度ノ一種」としての側面も有すると述べている。「感化教育ハ広キ意義ニ於ケル教育ノ一手段ナルト共ニ一面ニハ又広キ意義ニ於ケル刑罰—刑事制度ノ一種トシテ之ヲ見ルヲ得ヘシ²¹」（傍点原文）

すなわち、小河の感化教育論は従来の応報的刑罰主義を排し、刑罰としての教育的処遇によって未成年者の反社会的性格を矯正するという、刑事政策における近代学派²²の学説を日本に応用させる試みでもあったといえよう。

そして、感化教育の対象を「苟クモ精神上及ヒ身体上ノ危殆ヲ来タスヘキ遺棄状態ニアル所ノ幼年者ハ総ヘテ之ヲ感化教育ノ目的物タルニ至ラシメサルヘカラス²³」（傍点原文）としたうえで、その意義を以下のように述べている。

所謂監護教育ナルモノ、意義如何ト云フニ余ハ之ヲ解釈シテ兒童ノ自然的精神及ヒ身体ノ發育ヲ保護シ且ツ良民的生活ニ必要ナル根柢即チ一般ノ徳育及ヒ智育ヲ与フルノ謂ヒナリト謂フノ適當ナルヲ信ス、故ニ親権ニ属スル監護教育ノ恵ニ与カルヲ得ル所ノ少年ハ将来社会的生活ノ間ニ立ツノ場合ニ當リ之レニ必要ナル道德、知識及ヒ職業ヲ有シ

吾人々生ノ本務ヲ了解スルト共ニ能ク又之ヲ全フシ得ルノ実力及ヒ資格ヲ備ヘシメラル、ニ至ラサルヘカラス²⁴ (傍点原文)

監獄教育は未成年者の心身の発達を保護するとともに、「德育」「知育」を授けるものであるとの位置づけは、前節で取り扱った『日本監獄法講義』から変化していない。しかし、この「未成年者ニ関スル刑事制度ノ改良ニ就テ」では、監獄における教育を「親権ニ属スル」としているのである。本来であれば、家庭が担うべき役割を国家が代行する、換言すれば、未成年者に対する国家の責務を認めているのである。以後、監獄(感化)教育と親権の関係性に着目しつつ論を進めていきたい。

4. 感化教育と親権の関係

前述したような感化教育の実施は、国家による親権の代行を意味するものであった。そして同時に、親権の代行は国家の干渉をも意味している。小河は「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」において、国家の干渉と親権の関係について以下のように述べている。

学校(及ヒ教会)ハ即チ親権ノ任務ヲ補助スル所ノ一機関タルニ外ナラス、若シ夫レ総ヘテノ親カ子ニ対シテ能ク其任務ヲ全フスル所アラハ恵ヲ蒙ル者奮タニ児童其レ自身ノミニ非ス国家モ亦タ健全ナル国民ヲ得ルコトニ依テ其ノ利益ヲ増進スルヲ得ヘク之レニ反シ若シ親権者ニシテ其尽スヘキノ義務ヲ尽サス若クハ尽ス能ハサルカ為メニ其子ヲ放養ニ付シ或ハ之ヲ虐待シ或ハ不正不良ナル行為ニ依テ之ヲ悪化シ或ハ補助機関タル学校教養ノ権能モ其効ヲ奏スルコト能サルニ至ルモノアリトセハ其影響ノ及フ所、獨リ児童ノ不幸ナルノミナラス国家モ亦タ之レカ為メニ其生存少クモ法の秩序ノ保全ヲ危害セシメラル、ニ至ルヲ免カレス、蓋シ国家ヲ組織スルノ基礎ハ家族ニアリ、幼者ハ即チ家族ノ一員タルヲ以テナリ、幼者ニ対スル親権行使ノ如何ハ国家モ亦之レト相離ルヘカサル利害関係ヲ有スルモノナルカ故ニ其利益保護ノ任務ヲ全フスルカ為メニハ深く親権ニ立入ツテ其適當ノ行使ヲ強制スル所アルハ勿論必要ト認メタル場合ニ於テハ或ハ補助的ニ或ハ全ク獨立シテ国家モ亦タ其権力ヲ以テ此ニ相當ノ干渉ヲ加フル所ナルヘカラス²⁵ (傍点原文)

小河は国家が「健全ナル国民ヲ得ル」ために、未成年者が親権者から適切な取り扱いを受けられない場合には、親権に対して「国家モ亦タ其権力ヲ以テ此ニ相當ノ干渉ヲ加フル」ことを主張する。

したがって、国家の「干渉」により成立する感化教育は「教育年齢ニアル未成年者ニ對シ国家ノ権能ニ依リ司法及ヒ行政機関ヲ以テ命令執行セシムル教育法²⁶」であり、「感化教育トハ未成年者ニ對シ親権者ノ意思ニ依リ又ハ其意思ニ反シテ法律ノ規定ニ基キ国家カ其機関(行政或ハ司法官衙)ニ依テ命令セシメ或ハ之ヲシテ直接ニ執行シ又ハ国家ノ監督ノ下ニ適當ナル個人(家族)若クハ營造物(公私立感化院)ニ於テ執行セシムル所ノ強制的教育法ヲ指シテ之ヲ称ス²⁷」(傍点原文)とあるように、「国家ノ権能」をもって実施が決定される「強制教育」という性質をもつ。

さらに、小河は国家が親権に介入するという「強制教育」について以下のように言及する。

近年、文明各国ニ於テ漸ク感化教育ノ必要及ヒ効果ヲ認メテ其適用範圍ヲ拡張セントシツ、アルハ喜フヘキ現象ナリト雖モ之レニ伴フテ又動モスレハ感化教育ノ効果ヲ過信スルカ為ニ或ハ往々ニシテ濫用ノ弊アルヲ免カレサルモノ、如シ、是レ蓋シ国家萬能主義ノ誤解ヨリ終ニ児童ニ對スル自然的最も有効ナルヘキ教養担任者家庭ニシテ不完全ナカラモ家庭ニ於ケル父母殊ニ母ノ慈愛的感化力ノ偉大ナルモノアルヲ看過スルカ為メナルヘク濫用ノ結果、反シテ児童、教養保護目的ヲ阻害スルノミナラス偶マ又親権者ヲシテ其教養ノ義務ヲ放棄シ若クハ少クモ其義務ノ觀念ヲ薄弱ナラシムルニ至ラサルヲ得ス此点ニ就テハ最も慎重ノ注意ヲ加エサルヘカラサル所ニシテ苟クモ児童ニ對シ其身体上及ヒ精神上ノ墮落Verderbenヲ救治スルカ為メニ必要ト認メタル場合ニ於テ国ヲ以テ深く親権ノ範圍ニ立入ルコトヲ躊躇スヘカラサルハ勿論ナリト雖モ一面ニハマタ時ト場合ニ処シテ厚ク自然権的親権作用ノ効力ヲ尊重スル所アルヲ要ス²⁸ (傍点原文)

小河は「自然的最も有効ナルヘキ教養担当者家庭ニシテ」とあるように、未成年者の道徳的教育は、本来家庭でなされるべきであると考えていた。そして、国家以前に存する「自然権的親権作用ノ効力」を尊重しなければならないとも説いている²⁹。だからこそ感化教育は親権に対する一種の侵害行為であり、その実施にあたっては「感化教育ハ広キ教育ノ意義ニ於ケル除外的最終手段且特別ノ手段ナリ、家庭、学校其他相當ノ方法ヲ以テ教養ノ目的ヲ達スルコト能ハサル最終ノ場合ニ於テ始メテ特別手段トシテ之ヲ適用スルヲ以テ本則トナスンハアルヘカラス³⁰」(傍点原文)という認識を有していた。このことから、行政官として監獄制度の改良、未成年犯罪者に対する感化教育の必要性を提唱する一方で、国家による親権への干渉には慎重を期していたことが確認できるのである³¹。

おわりに

〔日本監獄法講義〕、「未成年者ニ對スル刑事制度ノ改良ニ就テ」における小河の感化教育論を概観すると、以下の特徴をみることができる。感化教育の目的は犯罪から社会を防衛することであり、その手段として未成年者に対しては教育的処遇をもちいることが有効であるとの見解である。ただし本論で取り扱った著作が記されたのは、行政官として辣腕をふるっていた時期でもあり、実際に監獄に収容されている未成年者との距離感是否めないのも事実である。よって、自身の理論がどこまで実現可能かという点にまで思索が及んでいたのかは定かではない。しかし、旧来の応報的刑罰主義を否定し、未成年者を教育の対象としてとらえ、法律上に反映させていたことは画期的な試みであったといえるであろう。

また、親権者が未成年者に対する義務を放棄する場合には国家が代行するべきであるという「責務」を認めていたことも注目すべきことである。しかし、その実施にあたっては、第一に教育の基礎は家庭にあるとの観点からすると「強制教育」に他ならないのであり、慎重を期すべきであるとの見解を示している。そして、何よりも監獄行政を理論的にリードしていた小河滋次郎が、国家の干渉、親権の侵害を懸念しつつ感化教育論を構築してい

たことは刮目に値するのではないであろうか。

小河の生涯を通じた感化教育論を把握するためには、社会事業に身を投じ「児童の権利」について具体的言及を行う後半生をも視野に入れる必要性がある。この点については、他日を期することとしたい。

-
- 1 小野修三「若き日の小河滋次郎」『慶應義塾大学日吉紀要社会科学』第10号，2000年，pp64-65
 - 2 杉山晴康「ある監獄学者の青春－若き日の小河滋次郎について－」『早稲田法学』第58巻第1号，1983年，pp32-33
 - 3 犯罪の原因動機に関する研究が進められ，監獄改良を列強国で協議しなければならないとの主張から誕生した国際的協議。未成年者に関する議論は1847年のブリュッセル会議から行われており，日本は1890年のセント・ピータース会議から参加している。田中亜紀子『近代日本の未成年者処遇制度』大阪大学出版会，2005年，pp24-25
 - 4 小河は政府代表として1895年パリ会議，1900年ブリュッセル会議，1905年ブダペスト会議に派遣されたほか，1910年ワシントン会議には私費参加をしている。
 - 5 感化法立案時の上司。感化法は内務大臣西郷従通，監獄局長大久保利武，内務省参事官窪田静太郎，監獄局事務官小河滋次郎等により立案された。
 - 6 重松一義『少年懲戒教育史』第一法規出版，1976年，pp493-494
 - 7 当時の知事はかつての上司であった大久保利武。
 - 8 重松，前掲書，p347
 - 9 明治14年の改正以降は懲治場。
 - 10 第十一条 囚人ハ各罪質ニ從テ嚴ニ其監房ヲ別異シ其中ニ就キ年齢ニ從ヒ左ノ如ク別異ス 一 満十二歳以上十六歳未満ノ者 二 満十六歳以上二十歳未満ノ者 三 満二十歳以上ノ者 満十六歳以上二十歳未満再犯ノ者
第十二条 懲治人ハ左ノ年齢ニ從ヒ其監房ヲ別異ス 一 満八歳以上十六歳未満ノ者 二 満十六歳以上二十歳未満ノ者 三 満二十歳以上ノ者
 - 11 第一条 監獄ヲ別テ左ノ六種トナス 一 集治監 徒刑流刑及旧法懲役終身ニ処セラレタル者ヲ拘禁スル所トス 二 仮留監 徒刑流刑ニ処セラレタル者ヲ集治監ニ發遣スル迄拘禁スル所トス 三 地方監獄 拘留禁錮禁獄懲役ニ処セラレタル者及婦女ニシテ徒刑ニ処セラレタル者ヲ拘禁スル所トス 四 拘置監 刑事被告人ヲ拘禁スル所トス 五 留置場 刑事被告人ヲ一時留置スル所トス但警察署内ノ留置場ニ於テハ罰金ヲ禁錮ニ換フル者及拘留ニ処セラレタルモノヲ拘禁スルコトヲ得 六 懲治場 不論罪ニ係ル幼者及聾啞者ヲ懲治スル所トス
 - 12 重松一義復刻解説『日本監獄法講義』日本行刑史研究会，1976年，p13
 - 13 前掲書，p13
 - 14 前掲書，p52
 - 15 前掲書，p124
 - 16 第三十条 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム
第三十一条 囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内読書習字算術ヲ教フヘシ

- 17 前掲書, pp125-126
- 18 守屋克彦『少年の非行と教育』, 勁草書房, 1977年, p39
- 19 フランス, ベルギー, ドイツ, スイス, イタリア, オーストリア, オランダ, イギリス, シンガポール, 香港などを歴訪。監獄内の実情を視察した。ドイツ留学時にはベルリン大学, ボン大学で監獄学に関わる科目の講義を受講している。また, ゼーバッハの師であるクローネの監獄巡閲に随伴している。田中, 前掲書, pp32-38
- 20 小野坂弘監修・解説『小河滋次郎監獄学集成』五山堂書店, 1989年復刻, 第3巻「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」, 第四章「感化教育ノ意義」, p7
- 21 前掲書, p13
- 22 19世紀後半の社会変動に伴って犯罪が増加し, 累犯や少年犯罪が増加するに至り, 18世紀以来の応報刑主義は, 犯罪, 累犯, 少年犯罪を予防し得ないどころか, 増大すらさせていると批判して, 従来の刑法理論の無効を主張する新学派が現れた。これが刑事政策における近代学派(実証学派, 新派)である。近代学派は刑罰を行為者の反社会的性格を矯正する手段としてとらえる。刑罰が教育刑(改善刑, 保護刑)として把握されるのである。伊東光明, 「小河滋次郎の感化教育論」『三田学会雑誌』, 75巻3号, 1982年, p208
- 23 小野坂, 前掲書, p9
- 24 前掲書, pp4-5
- 25 前掲書, pp5-6
- 26 前掲書, p1
- 27 前掲書, p1
- 28 前掲書, pp10-11
- 29 「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」によって法学博士号を授与された翌年に執筆されたとされる『犯罪予防論綱』において, 家庭教育の重要性を以下のように記している。「児童ニ對スル家庭ノ教育ハ其全生涯ノ運命ヲ支配スル基礎的勢力ヲ有ス, 何レノ場所ニ於ケル教育モ家庭教育ノ力ニ如クモノアルヘカラス, 家庭ハ若カキ人間ノ植物ヲ培養スルニ最モ適當シタル園圃ナリト」(傍点原文) 小野修三翻刻「小河滋次郎の犯罪予防論綱」『慶応義塾大学日吉紀要社会科学』第16号, 2006年, p20
- 30 小野坂, 前掲書, p11
- 31 小河は明治14年1月8日の討論で「自由干渉何レノ教育法ヲ択ラフ可キヤ」について, 干渉教育は民情に妥当せずとした発論者に賛成している。この討論はあくまで義務教育の就学に関するものであるが, 小河が学生時代から国家の干渉に否定的な主張をしていたことは興味深い。杉山, 前掲論文, p14